

1 武蔵野市における長期計画・調整計画について

(1)これまでのあゆみ

武蔵野市は、昭和46(1971)年の最初の「基本構想・長期計画」から、市民参加・議員参加・職員参加による「武蔵野市方式」と呼ばれる計画策定に取り組み、これまで半世紀にわたり、「市民自治」を原則として、長期計画に基づく計画的な市政運営を推進してきた。市民自治とは、市民が主体となって自らの住むまちを築き運営していくという考え方である。

この間、公共施設や下水道などの市民生活の基盤が計画的に整備されるとともに、福祉や教育など各分野で市民と行政の協働による施策が展開され、行政だけでなく幅広い市民の参加・協働の取組みによって、市民生活全般の水準は着実に高まった。

市民自治の考え方は、本市の市政運営の最も重要な原理として今なお引き継がれている。平成23(2011)年の地方自治法改正により、基本構想策定の法的な義務付けが廃止されたが、長きにわたる武蔵野市方式による計画策定の歴史を踏まえ、武蔵野市方式を制度化した武蔵野市長期計画条例を平成23(2011)年12月に制定した。

また、4年ごとに策定される長期計画のみならず、様々な市政課題解決のために策定される専門的・具体的な個別計画においても、パブリックコメント(意見聴取)や意見交換会の実施など、幅広く市民の参加や意見を求めることが、武蔵野市方式という市政運営の一般的なスタイルとなっている。

このような市民自治の理念、市政運営のスタイルを未来へ継承し、発展させていくことを目的とした武蔵野市自治基本条例*(以下「自治基本条例*」)が令和2(2020)年4月に施行された。

第六期長期計画・調整計画においても、自治基本条例*及び武蔵野市長期計画条例に基づき、これまで培ってきた武蔵野市方式による策定方式を継承し、より多様で広範な市民参加によって策定を進める。

(2)調整計画の役割と位置付け

10年を1期の計画期間として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている。この中で、市長選挙が行われたときや市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものと規定しており、これが調整計画の策定にあたる。

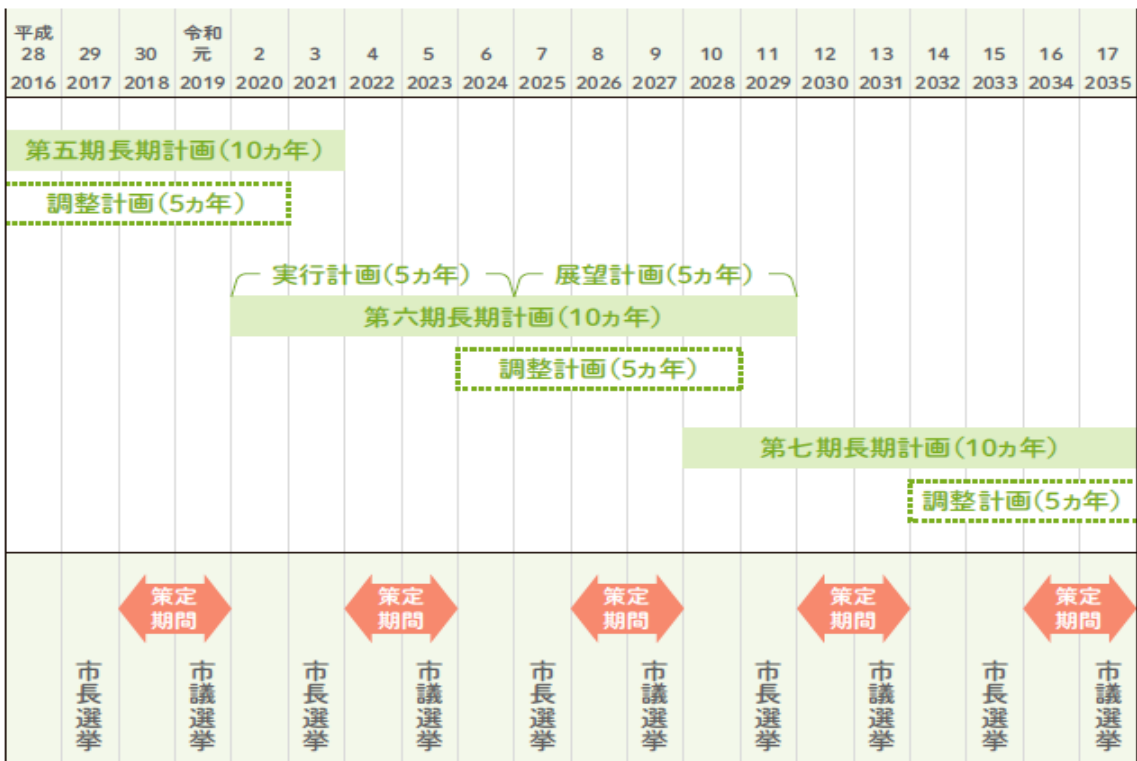
調整計画は、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」の見直しは行わず、実行計画に掲げた施策のうち、事業未着手、目標未到達等の施策への対応、展望計画として掲げた施策の検討、長期計画策定時からの社会状況の変化により求められる施策についての議論を主軸に、時代背景に応じて見直し、策定するものである。

(3)計画期間と計画見直しのサイクルについて

現在は令和2(2020)～11(2029)年度の10カ年を計画期間とする第六期長期計画に基づき市政運営を行っており、調整計画では、長期計画における令和6(2024)～10(2028)年度における市の政策を見直していく。

なお、円滑な市政運営のため、計画期間の最後の1年は次の計画と重複させて策定することとしており、実質的には市長の任期に合わせた4年ごとの見直しを行っている。

■ 計画期間と計画見直しのサイクル

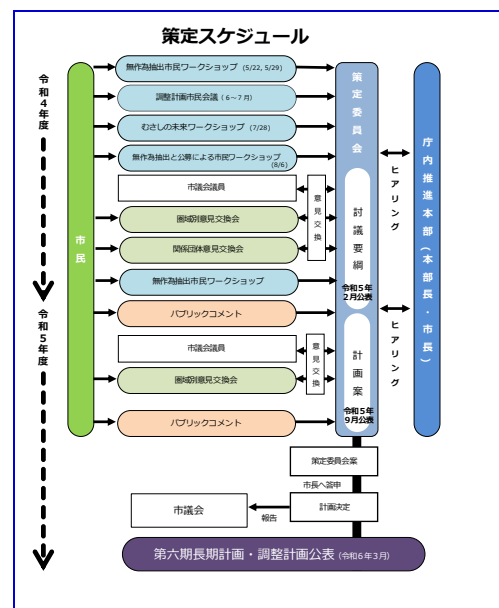


(4) 策定の流れについて

令和4(2022)年5～8月にかけて、オンラインによる無作為抽出市民ワークショップ及び中高生世代向けのむさしの未来ワークショップ、また無作為抽出及び公募による対面での市民ワークショップを開催した。6月には武蔵野市第六期長期計画・調整計画市民会議(以下「市民会議」という。)が設置されるとともに、8月には、市内在住の有識者、公募により選出された市民及び副市長からなる武蔵野市第六期長期計画・調整計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)が設置された。策定委員会では、各種計画や報告書などを参考に、議論が必要と思われる課題・論点について討議要綱としてまとめた。それをもとに、広く意見を求めたうえで、調整計画案を作成し、令和5(2023)年9月頃の公表を予定している。その調整計画案について改めて広く意見を求めたのち、11月頃には、策定委員会案を市長に答

申する予定である。

市長は答申された策定委員会案を尊重して、市長案を市議会に報告し、最終調整を経て、令和6(2024)年3月に第六期長期計画・調整計画が公表される予定である。



(5) 討議要綱とは

この討議要綱は、第六期長期計画・調整計画を作成するためのたたき台として、市民・議員・市職員が特に議論すべきと思われる課題・論点についてまとめたものである。討議要綱作成にあたっては、むさしの未来ワークショップ、無作為抽出と公募による市民ワークショップ及び市民会議からの報告書、庁内ヒアリング、地域生活環境指標、将来人口推計並びに市民意識調査*等の各種調査報告書、これまでに本市が策定した各個別計画及び事業実施状況等を参考にし、関係施設の視察も含め計9回にわたる策定委員会での議論を経て作成した。この討議要綱をもとに、様々な手法により市民や関係者との意見交換を行い、広く意見を求める。

なお、討議要綱記載の論点整理にあたっては、後期5年の展望計画として託された施策の検討、法改正や社会状況の変化に対応する新たな課題を踏まえている。

長期計画策定時より事業が定常化したもの、現在個別計画や主要事業として課題解決のために議論が進行中のものについては、計画策定の対象となるものの、討議要綱の記載対象とはしないこととした。

本討議要綱に係る市民の意見を令和5(2023)年3月15日までEメール・意見提出フォーム・郵送等、表紙に記載の方法で受け付けている。